

令和7年 **11**月の**安らぎ**通信

(1) 被災家屋再建「助っ人」派遣 現地支援をスムーズに

素早く被害認定⇒罹災証明発行

- *被災者の生活再建を後押しするため、住宅被害の認定調査を迅速化
 - *カギを握るのは罹災証明書の交付業務に精通した自治体職員で、9月から被災地への派遣制度がスタート。
 - *被災者が被災した家の修繕や解体、仮設住宅への入居といった公的支援を申請する際に必要になるのが罹災証明書。
 - *「罹災証明コーディネーター」は内閣府が9月に導入した制度。
 - *証明書の発行業務に習熟した職員の推薦を全国の自治体から募ってリスト化し、災害発生時に内閣府や都道府県が被災自治体のニーズに合った人材の派遣を調整。
 - *コーディネーターとして全国で36人（10月1日時点）が登録されています。
 - ※罹災証明書：市町村が家屋の被害状況W調査し交付。
 - *認定される被害程度は損害割合が50%以上の「全壊」から10%未満の「一部損壊」まで6段階に分かれます。
- （2025年10月15日 日本経済新聞記事より抜粋・引用）

(2) 宅地の擁壁 崩壊のリスク

老朽化 全国100万か所超 豪雨が危険増幅の恐れ

- *建物の土台を支える「擁壁」が崩れるリスクが高まっています。
 - *専門家は全国100万か所以上が老朽化していると指摘。
 - *「擁壁」：高低差のある宅地や斜面地で、土留めの壁としてコンクリートやブロックで造られます。
 - *一般的なコンクリートの擁壁の寿命は30～50年程度。
- （2025年10月21日 日本経済新聞記事より抜粋・引用）